



## 参考資料

### 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成 12 年法律第 147 号）

（目的）

第 1 条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動を行い、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

（基本理念）

第 3 条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

（国の責務）

第 4 条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第 5 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏

まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第 6 条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

（基本計画の策定）

第 7 条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

（年次報告）

第 8 条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

（財政上の措置）

第 9 条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第 8 条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

（見直し）

第 2 条 この法律は、この法律の施行の日から 3 年以内に、人権擁護施策推進法（平成 8 年法律第 120 号）第 3 条第 2 項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

## 八尾市人権尊重の社会づくり条例

私たちは、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」とうたう世界人権宣言の趣旨及び基本的人権の享有と法の下での平等を定めた日本国憲法の理念に基づき、一人ひとりの人権が尊重される社会づくりに取り組んできた。

しかしながら、今日もなお、社会的身分、人種、民族、性別、障害のあること等により人権が侵害されている現実がある。

すべての人の人権が尊重されるためには、私たち一人ひとりが人権を行使するに当たり、自らが社会の構成員としての責任を自覚し、あたたかい心でまじわり、人間愛をもってお互いの人権を尊重することが大切である。

私たちは、ここに、より一層、人権が尊重され、共に認め合い、幸せに暮らせる社会づくりに取り組んでいくことを決意し、この条例を制定する。

### (目的)

第 1 条 この条例は、人権尊重の社会づくりを進めるに当たっての、市と市民の役割を明らかにするとともに、人権に関する施策の総合的な推進を図り、もってすべての人の人権が尊重される社会の実現をめざすことを目的とする。

### (市の役割)

第 2 条 市は、前条の目的を達成するため、あらゆる施策の実施に当たり、人権尊重の視点を踏まえるとともに、人権に関する必要な施策を推進するものとする。

### (市民の役割)

第 3 条 市民は、家庭、地域、学校、職場等あらゆる場において互いに人権を尊重し、市とともに自らがまちづくりの担い手として、人権尊重の社会の実現に努めるものとする。

### (推進体制の充実)

第 4 条 市は、市民、事業者、公共的団体及び関係行政機関等と連携を図りながら、人権尊重の社会づくりを推進する体制の充実に努める。

### (人権尊重の社会づくり審議会)

第 5 条 人権尊重の社会づくりに関する事項について意見を聴くため、八尾市人権尊重の社会づくり審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

3 委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

4 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

### 附 則

1 この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 3 条の規定は、市民に対し強制するものと解釈してはならない。

3 本条例各条の適用にあたっては、市議会の議論を踏まえ、常に行政の自主性を堅持するとともに、公正中立及び透明性の確保を図り、財政負担の均衡に努めるものとする。

## 八尾市人権教育・啓発プラン策定審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例(昭和34年八尾市条例第195号)第2条の規定に基づき、八尾市人権教育・啓発プラン策定審議会(以下「審議会」という。)の組織、運営その他審議会について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 審議会は、総合的かつ計画的な人権教育・啓発を推進するための計画策定についての調査、審議を行う。

(組織)

第3条 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する20人以内の委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公募の市民
- (3) 人権関係団体から選出された者
- (4) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱を受けた日から当該年度の末日までとし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。ただし、会長が選任されていない場合は、市長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(ワーキング部会)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、審議会にワーキング部会を置くことができる。

2 ワーキング部会の委員は、審議会に属する委員のうちから会長が指名する。

(関係者の出席)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、審議会の議事に関係のある者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、人権ふれあい部人権政策課において行う。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

## 八尾市人権教育・啓発プラン策定審議会委員名簿

	お 名 前	所 属 等
◎	水鳥 能伸	大阪公立大学名誉教授
○	池田 晴奈	近畿大学法学部教授
	浅井 佐都子	人権擁護委員八尾地区委員会
	石田 隆志	八尾市人権教育研究会
	泉谷 和良	八尾市企業人権協議会
	高瀬 照夫	八尾市人権啓発推進協議会
	朴 洋幸	(一財)八尾市人権協会
	伊藤 愛理	公募市民
	伊原 克彦	公募市民
	植村 眞一	公募市民
	小川 健太郎	公募市民
	笠原 征郎	公募市民
	梶山 恵美	公募市民
	金 洋子	公募市民
	草積 竜也	公募市民
	徐 更不	公募市民
	高木 吉久	公募市民
	松田 直美	公募市民

◎会長 ○副会長

(敬称略、団体推薦・公募市民委員は50音順)

## 第3次八尾市人権教育・啓発プラン 策定経過

### 八尾市人権教育・啓発プラン策定審議会

#### 第1回八尾市人権教育・啓発プラン策定審議会（2025(令和7)年9月17日）

##### ◆会長・副会長の選出

##### ◆八尾市人権教育・啓発プラン策定審議会の進め方

- 計画策定の方向性、審議会・ワーキング会議のスケジュールを確認しました。
- 「令和6年度人権についての市民意識調査」結果から見える課題、「第2次八尾市人権教育・啓発プラン(改定版)」の進捗状況について確認しました。

#### 第2回八尾市人権教育・啓発プラン策定審議会（2025(令和7)年12月8日）

##### ◆「(仮) 第3次八尾市人権教育・啓発プラン」(素案) について

##### ◆今後のスケジュールについて

- ワーキング全体会・部会で出された意見と反映箇所について確認しました。



#### 第3回八尾市人権教育・啓発プラン策定審議会（2026(令和8)年2月9日）

##### ◆「第3次八尾市人権教育・啓発プラン」(改定素案) についての市民意見提出制度（パブリックコメント）の実施結果と市の考え方について

##### ◆第3次八尾市人権教育・啓発プラン（案）について



- 市民意見の計画への反映について検討しました。
- プラン案について確認しました。

## 八尾市人権教育・啓発プラン策定審議会ワーキング全体会・部会

ワークショップ形式で検討を行いました。

### 第1回八尾市人権教育・啓発プラン策定審議会ワーキング全体会

#### ◆ワーキング全体会の進め方について

(2025(令和7)年9月17日)

#### ◆ワークショップ「八尾市における人権教育・啓発の現状と課題」



○ワーキングの進め方について、事務局より説明を行いました。

○ワークショップ形式により、「八尾市における人権教育・啓発の現状と課題」について検討しました。

○次回以降の4人1組のグループを確定しました。

### 第2回八尾市人権教育・啓発プラン策定審議会ワーキング全体会

#### ◆ワークショップ

(2025(令和7)年9月26日)

1. 自己紹介と役割分担
2. 第1回ワーキング（全体会）の振り返り・共有
3. 八尾市における各分野の実践報告
4. グループワーク

「学校・職場・地域でめざしたい人権教育・啓発の目標（姿）」



○ワークショップ形式により、「こども・学校」、「職場」、「地域」の3グループに分かれて「学校、職場、地域でめざしたい人権教育・啓発の目標（姿）」について検討しました。

○グループ毎に発表しました。

## 第1回八尾市人権教育・啓発プラン策定審議会ワーキング部会

A：こども・学校(2025(令和7)年10月6日) B：職場・地域(2025(令和7)年10月10日)

- ◆こども・学校、職場・地域における人権教育・啓発について
- ◆「めざしたい人権教育・啓発を実現するために取り組むべき課題」について



- ワークショップ形式により「めざしたい人権教育・啓発を実現するために取り組むべき課題」について検討しました。
- グループ毎に発表しました。



## 第2回八尾市人権教育・啓発プラン策定審議会ワーキング部会

A：こども・学校(2025(令和7)年10月20日) B：職場・地域(2025(令和7)年10月27日)

- ◆こども・学校、職場・地域における人権教育・啓発について
- ◆「課題解決のための施策・アイデア」について



- ワークショップ形式により「課題解決のための施策・アイデア」について検討しました。
- グループ毎に発表しました。

### 第3回八尾市人権教育・啓発プラン策定審議会ワーキング部会

A：こども・学校(2025(令和7)年10月30日) B：職場・地域(2025(令和7)年11月5日)

- ◆こども・学校、職場・地域における人権教育・啓発について
- ◆「第3次八尾市人権教育・啓発プラン(案)への反映」について



○ワークショップ形式により「第3次八尾市人権教育・啓発プラン(案)への反映」について検討しました。

○グループ毎に発表しました。



## 人権についての市民意識調査の実施

「第3次八尾市人権教育・啓発プラン」の策定にあたり、基礎資料とするため、市民の人権についての意識や行動、意見等をアンケート調査しました。

調査期間 2024(令和6)年10月1日～10月15日

## パブリックコメントの実施

「第3次八尾市人権教育・啓発プラン」について、八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例第12条の規定に基づき、素案を公表し、市民意見提出制度(パブリックコメント)を実施しました。

意見募集期間 2025(令和7)年12月22日～2026(令和8)年1月21日

意見総件数 431件